

# 岐阜県公報

号外 三 平成十九年十一月一十七日

三 次

岐阜県監査委員指示

定期監査の結果  
財政的援助団体等監査の結果

(監査委員) 五 ページ  
(同) 一

岐阜県監査委員指示第一一十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第百九十九条第四項の規定によつて平成十九年十月三十一日から同年十一月一十七日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成十九年十一月一十七日

岐阜県監査委員	駒	田	誠
岐阜県監査委員	渡	辺	之
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	信
岐阜県監査委員	水	谷	猛
岐阜県監査委員	神	正	冽
		雄	二
		雄	三

実施年月日	実施機関名	区分	監査結果
平成十九年10月31日	自動車税事務所		特に指摘及び指導する事項はなかった。
	地方自治大学校		特に指摘及び指導する事項はなかった。
西濃振興局	指導	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、平成18年4月1日に行うべき調定が遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。	
旅券センター			特に指摘及び指導する事項はなかった。
県民生活相談セン			特に指摘及び指導する事項はなかった。

タ-			
西濃保健所	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
西濃保健所指斐セ ンター	指導 現金収入事務において、現金受領時に交付する現金領収証書が規定の様式によつてないもののがあつたので、今後は適正に処理されたい。		
指導 出納員の引継において、現金出納簿に新旧出納員の引継の連署がなかつたので、今後は適正に処理されたい。			
選挙管理委員会西 濃地方事務局	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
図書館	指導 行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、平成18年4月1日に行つべき調定が遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。		
指導 現金収入事務において、現金出納簿に月末の残と翌月初めの払出しの記入漏れがあつたので、今後は適正に処理されたい。			
指導 土地の賃貸借契約事務において、平成18年4月1日に行つべき契約が前年度中に行わっていたので、今後は適正に処理されたい。			
美術館	指導 防犯監視ＩＴＶ装置修繕工事の指名競争入札において、指名業者の選定に当たつては、建設工事に係る入札参加資格者名簿の中から選定すべきところ、製造の請負、物件の買入れその他に係る入札参加資格者名簿の中から選定されたので、今後は適正に処理されたい。		
平成19年11月1日	東濃県税事務所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
東濃振興局	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
東濃保健所	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
恵那保健所	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
飛驒保健所	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
飛驒保健所下呂セ ンター	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
下呂土木事務所	指導 災害復旧調査委託の変更に当たり、設計業務委託共通仕様書に基づく指示書により変更内容の通知が行われていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。		
指導 公務中の1件の交通事故について、修繕料46,109円が支払われたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。			
指導 道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として25,273円が支払われたので、道路バトロールの強化等道路管理についての一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。			
選挙管理委員会東 濃地方事務局	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
平成19年11月2日	下呂農林事務所	指導 公共治山事業等に係る建設工事の変更に当たり、建設工事変更手続処理要領に基づく所長への工事費の増減に関する内容が報告されていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。	
飛驒地域下呂農業 改良普及センター	特に指摘及び指導する事項はなかった。		

多治見土木事務所	指摘	道路占用料の収入事務において、平成18年4月1日に行うべき調定(1件38,511円)が11か月以上遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。	平成19年11月8日	中濃県税事務所	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	指摘	平成18年度及び19年度に発生した公務中の3件の交通事故について、損害賠償金566,520円及び修繕料165,186円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。		中濃振興局	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	指摘	平成16年度及び18年度に発生した4件の道路管理上の事故について、損害賠償金として1,009,171円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。		機械材料研究所	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	指導	環境調査業務委託の変更に当たり、設計業務委託共通仕様書に基づく指示書により変更内容の通知が行われていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。		関保健所	特に指摘及び指導する事項はなかった。
高山土木事務所	指摘	不動産鑑定士に対する料金の支出事務において、所得税の源泉徴収(85,800円)をしていなかったので、今後は適正に処理されたい。	平成19年11月12日	中濃保健所	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	指摘	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として814,188円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。		中濃保健所郡上センター	特に指摘及び指導する事項はなかった。
東濃建築事務所	特に指摘及び指導する事項はなかった。			揖斐土木事務所	実施に伴う河川維持委託事業において、仕様書及び事業実施要領に定められた必要な巡視が不足していたので、事業内容の徹底を図られたい。
飛騨建築事務所	特に指摘及び指導する事項はなかった。			選舉管理委員会可茂地方事務局	特に指摘及び指導する事項はなかった。
				博物館	出納員の引継において、現金出納簿に新旧出納員の引継の連署がなかったので、今後は適正に処理されたい。
				西濃振興局揖斐事務所	行政財産の目的外使用に係る使用料及び管理費の収入事務において、平成18年4月1日に行うべき調定が遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。
				情報科学芸術大学院大学	立替金の支出事務において、用務終了後5日以内に行うべき請求が遅延しているものがあったので、今後は速やかに処理されたい。
				指導	個人所有のパソコンが誤って登録されていたことが判明していたが、その後今回の監査時点まで抹消処理が行われていなかったので、やかに措置されたい。

指導	第三種日日雇用職員に係る日日雇用職員台帳が作成されていなかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。		
平成19年11月14日	生物工学研究所 選挙管理委員会 斐地方事務局	指導	特に指摘及び指導する事項はなかった。
西濃農林事務所	指摘	公務中に発生した1件の交通事故について、損害賠償金213,519円及び修繕料401,000円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	第三種日日雇用職員に係る日日雇用職員台帳が作成されていなかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導	予防治山事業の工事の設計変更に当たり、国への変更協議の結果が通知される前に請負者に対しして変更の指示をしてないので、今後は適正に処理されたい。	指摘	寄宿舎共益費（4件2,000円）の収入事務において、退寮日に行うべき調定が最大で約4か月遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。
西濃地域農業改良普及センター	指導	特に指摘及び指導する事項はなかった。	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、次の不適正な事項があつたので今後は適正に処理されたい。
岐阜家畜保健衛生所	指導	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、次の不適正な事項があつたので今後は適正に処理されたい。	授業料の収入事務において、前期又は後期の授業料は、一旦全額徴収した上で、特別の理由があると認めるときは全部又は一部を返還することが可能とされているが、後期の中途で退学した者の後期授業料（57,600円）について、その手続をとらず、当初から一部を減額（48,000円）して徴収していたので、今後は適正に処理されたい。
西濃家畜保健衛生所	指摘	1 収入科目を使用料とすべきところ離入としていた。 2 平成18年4月1日に行うべき調定が遅延していた。	旅費の支出事務において、1件420円が過払となっていたので、速やかに措置とともに、今後は適正に処理されたい。
木工芸術スクール	指導	特に指摘及び指導する事項はなかった。	特に指摘及び指導する事項はなかった。
岐阜農林事務所	指摘	特に指摘及び指導する事項はなかった。	治山工事における谷止め擁壁の施工において、仕様書で定めた谷側壁面への足場工が設置されていなかつたので、今後は現場確認の徹底を図られたい。
中濃家畜保健衛生所	指摘	特に指摘及び指導する事項はなかった。	特に指摘及び指導する事項はなかった。
東濃家畜保健衛生所	指摘	特に指摘及び指導する事項はなかった。	特に指摘及び指導する事項はなかった。
飛驒家畜保健衛生	指摘	特に指摘及び指導する事項はなかった。	特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜地域農業改良普及センター	特に指摘及び指導する事項はなかった。	東濃特別支援学校	指摘	平成19年2月5日に、生徒の個人情報を所長の許可を得ないまま個人所有のメモリースティック等に記録し校外へ持ち出したところ、盗難被害にあっていたので、今後は個人情報管理の一層の徹底を図られたい。
中濃地域中濃農業改良普及センター	特に指摘及び指導する事項はなかった。			
岐阜農林高等学校	指導 鶏卵の売扱に係る契約事務において、契約書に相手方の代表者名の記載及び代表者印の押印がされていなかったので、今後は適正に処理されたい。	岐阜農林高等学校	指導 押乳データ通信装置の修繕に係る契約事務において、履行期間を延長するに当たり変更契約を締結すべきところ、履行期間延長申請書を提出させ承認していたので、今後は適正に処理されたい。	指導 物品の管理事務において、特定備品の現物実査が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。
加茂農林高等学校	指導 物品の管理事務において、現物が確認できないものがあった。また、備品整理票の更新されないものが多数認められたので、所要の措置を講ずるとともに、今後は現物実査を適正に行わたい。	坂下高等学校	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
平成19年12月27日	消防学校	特に指摘及び指導する事項はなかった。		
郡上高等学校	指導 高等学校授業料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 復学した日に行うべき調定が遅延しているものがあった。 2 授業料の減免決定に伴う還付手続が遅延しているものがあった。	岐阜県諱御原町立坂下中学校	指摘	平成19年11月1日 財団法人飛騨地域地場産業振興センター 事項について不備があつたので、今後は適正な会計処理に努められ
	1 出資・出捐団体	田 球 煙 信 一 沢 二 雄	監査結果	
	実施年月日	実施団体名	区分	監査結果
	平成19年11月1日	財団法人飛騨地域地場産業振興センター	指導	財産管理事務において、以下の事項について不備があつたので、今後は適正な会計処理に努められ

2 補助金等交付団体

	<p>1 平成16年度に駐車場の精算機を撤去したにも関わらず、固定資産から除却処理が行われていなかった。</p> <p>2 駐車場のループコイルの減価償却が行われていなかった。</p>
<p>平成19年12月27日</p> <p>財団法人岐阜県美術振興会</p> <p>株式会社新産業支援テクノコア</p>	<p>特に指摘又は指導する事項はなかった。</p>

実施年月日	補助金等の名称	実施団体名	監査結果
平成19年12月27日	岐阜県青少年団体育成事業補助金	特定非営利活動法人岐阜県青年のつどい協議会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県私立学校教育振興費補助金	学校法人善光寺	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県私立学校教育振興費補助金	学校法人野々村学園	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県私立学校教育振興費補助金	学校法人伊藤学園	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県精神障害者等関係施設設費補助金	医療法人明暗会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県小規模作業所緊急支援事業交付金	社団法人岐阜県手をつなぐ育成会	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	岐阜県知的障害者育成会補助金		
	岐阜県インターンシップ推進協議会	岐阜県インターンシップ推進協議会	特に指摘及び指導する事項はなかった。